

1 個人所得課税

(1) 住宅ローン控除の特例の延長等

○住宅ローン控除の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。

※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間 の措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏ま えた上乗せ 措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 =50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居 控除期間 10年	

(2) セルフメディケーション税制の見直し

○セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化(※)し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を5年延長することとします。

※具体的には、いわゆるスイッチOTC薬から効果の薄いものを対象外とし、とりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充します。この具体的な内容等は、専門的な知見も活用して決定することとされており、現在厚生労働省の「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」において議論が行われているところです。(令和3年3月時点)

※令和4年分以後の所得税について適用します。

(参考)セルフメディケーション税制の概要(改正前)

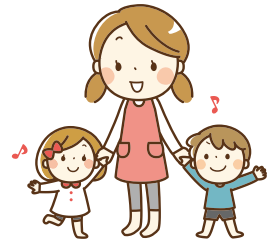
予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う者が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除する制度。

(3) 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

○子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税とします。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成とします。

【対象のイメージ】 国・自治体からの助成のうち以下のもの

- ①ベビーシッターの利用料に対する助成
 - ②認可外保育施設等の利用料に対する助成
 - ③一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
- ※上記の助成と一体として行われる助成についても対象
(例:生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)



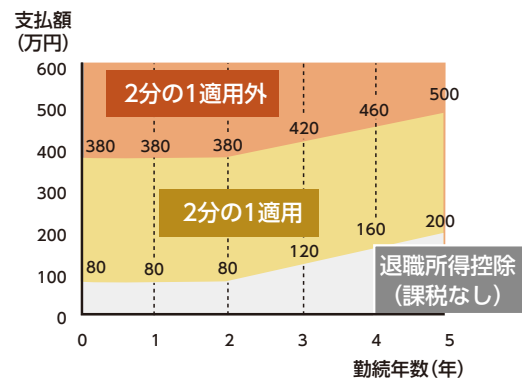
※令和3年分以後の所得税について適用します。

(4) 退職所得課税の適正化

○現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとします。

※令和4年分以後の所得税について適用します。

(参考) 退職所得の課税方式(改正前)
他の所得と区分して次により分離課税



$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}^{(注1)}) \times 1/2 \times \text{税率}^{(注2)} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

(注1) ①勤続年数20年まで⇒1年につき40万円、②勤続年数20年超⇒1年につき70万円

(注2) 課税退職所得金額の区分に応じ5%から45%までの税率が適用

※勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない(平成24年度税制改正)。

2 資産課税

(1) 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し

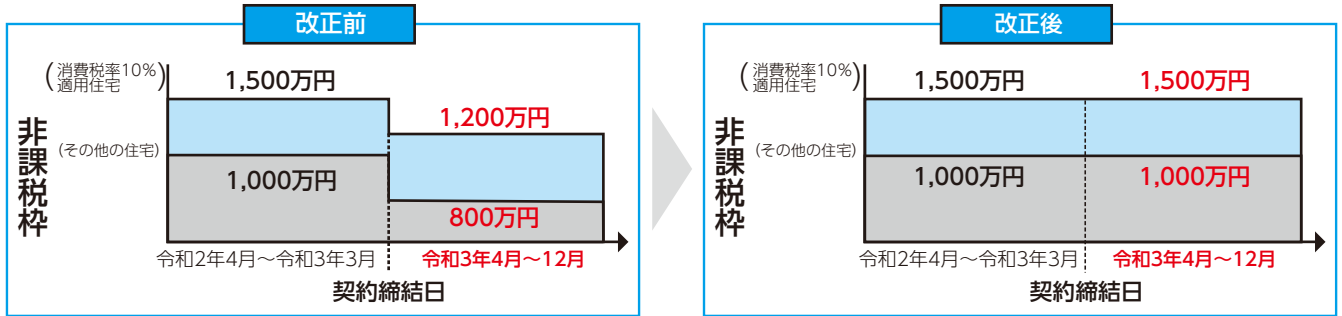
○高度外国人材等の日本での就労を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としないこととします(贈与税についても同様)。

	日本に滞在中に死亡した外国人(被相続人)の滞在期間	相続人が外国に居住(例:本国に住む家族)	相続人が日本に居住(相続開始前15年中10年以下)
改正前	10年以下	日本国内の財産にのみ課税	
	10年超	日本国内及び国外の財産に課税	
改正後	入管法別表第一の在留資格で居住(居住期間を問わない)	日本国内の財産にのみ課税(国外財産に課税しない)	

(注) 入管法別表第一: 高度専門職、経営・管理、研究など、日本で就労等する際に付与(永住者等は含まない)。

(2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

- 令和3年4月以降の非課税枠を、令和2年度の非課税枠の水準(最大1,500万円)まで引き上げることとします。
- 合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅についても適用できることとします
(改正前:所得要件…2,000万円以下 面積要件(下限)…50㎡以上)。



(注) 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

(3) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- 節税的な利用を防止する観点から次の見直しを行った上で、適用期限を令和5年3月31日まで、2年延長します。
 - ・教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。
 - ・両措置について、受贈者が贈与者の孫等である場合に、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用します。

(参考) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、改正前の負担調整措置の仕組みを継続することとします。
- その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることとします。